

長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市契約規則（昭和60年長野市規則第4号。以下「規則」という。）第4条第2項及び第25条の規定に基づき、市が締結する物品の売買、製造の請負その他の契約（長野市建設工事等競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱（昭和60年3月18日制定）第1に規定する契約を除く。以下「物品等供給契約」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格、審査、等級格付及び指名の選定基準並びに随意契約の相手方の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(競争入札に参加することができない者)

第2 競争入札に参加することができない者は、規則第4条第1項（規則第24条において準用する場合を含む。）に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 競争入札参加資格審査申請を行おうとする日（以下「申請日」という。）の属する年度の国税又は市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納している者
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者
- (4) 市長が特に必要と認める場合を除き、市内に本店又は営業所を有しない者
- (5) 競争入札参加資格審査申請において故意に虚偽の事項を申請し、又は必要な事項を申請しなかつた者
- (6) 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

(資格の申請)

第3 規則第5条第1項（規則第27条において準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加しようとする者は、長野県入札参加資格申請受付・審査システム（以下「システム」という。）を利用し、必要事項の入力及び次に掲げる書類の添付を行うことにより、入札参加資格に係る申請を行うものとする。

- (1) 商業登記に係る登記事項証明書（個人の場合は、身分証明書）
- (2) 財務諸表
- (3) 国税及び市税の未納がないことの証明書
- (4) 使用印鑑届（様式第1号）
- (5) 営業に関し法律上必要とする許認可等の証明書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、競争入札に参加しようとする者が市内に住所を有する場合であつて、物品の販売の金額が1件につき20万円未満となる販売のみを希望するとき又は1件につき20万円未満となる業務委託のみを希望するときは、市長が別に定めるところにより、前条各号に掲げる提出すべき書類の一部を省略することができる。

3 市長は、申請の時期、方法その他必要な事項を市のホームページにあらかじめ掲載するものとする。

(等級格付)

第4 市長は、規則第6条第1項(規則第27条において準用する場合を含む。)の規定により、入札参加資格があると認める者(以下「有資格者」という。)を物品・製造等競争入札参加資格者名簿(規則様式第5号。以下「有資格者名簿」という。)に登載するときは、あらかじめ当該有資格者について、次の各号に掲げる事項を勘案して、物品等供給契約の種類ごとの等級格付を行うものとする。

(1) 直前の決算の事業年度における年間販売(製造)実績高

(2) 申請日直前の営業年度の決算に係る自己資本額(個人にあつては、元入金の額)

(3) 申請日の前日までの営業年数(同一業種の営業を行っていた年数をいう。)

(4) 申請日の前日における従業員数

(5) 申請日直前の営業年度の決算(以下「直前決算」という。)における流動比率

(6) 直前決算における生産設備の額。ただし、製造業に限る。

2 等級格付は、別表第1及び別表第2に定めるそれぞれの付与数値に基づき、A、B及びCの3等級に区分して行うものとする。ただし、有資格者の数が少ない契約の種類及び専ら随意契約で行う契約の種類については、等級格付を行わないことができる。

3 物品の販売の金額が1件につき20万円未満となる販売のみを希望する者又は1件につき20万円未満となる業務委託のみを希望する者については、前2項の規定による審査及び等級格付を行わないことができる。この場合において、有資格者名簿に登載する等級格付は、Dとする。

4 有資格者名簿に登載されている者であつて、等級の上昇が見込まれる者については、申請により再審査及び等級格付を行うことができる。

5 第1項及び第2項の規定は、前項の再審査について準用する。

(入札参加資格の取消し)

第5 市長は、有資格者名簿に登載された者が入札参加資格を有しない者と判明したときは、直ちに当該入札参加資格を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、有資格者名簿からその者を抹消するとともに、入札参加資格認定取消通知書(様式第2号)をその者に送付するものとする。

(変更の届出)

第6 有資格者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、システムを利用し、遅滞なく必要事項の入力及び必要書類の添付を行うものとする。この場合において、第5号の使用印鑑の変更は、使用印鑑届(様式第1号)を添付することにより行うものとする。

(1) 営業の内容

(2) 代表者

- (3) 住所、商号又は名称
- (4) 電話番号・FAX番号
- (5) 使用印鑑
- (6) 受任者
- (7) その他市長が必要と認める事項
(等級別発注基準)

第7 第4に規定する等級格付を行つた場合において、契約の種類ごとの各等級別発注標準となる予定価格は、次のとおりとする。

| 区分 | 製造の請負 | 物件の買入れ | その他の契約 |
|----|------------|----------|------------|
| A | 制限なし | 制限なし | 制限なし |
| B | 1,000 万円未満 | 800 万円未満 | 1,000 万円未満 |
| C | 300 万円未満 | 200 万円未満 | 300 万円未満 |
| D | — | 20 万円未満 | 20 万円未満 |

(指名基準)

第8 市長は、規則第26条第1項の規定により指名競争入札に参加する者（以下「指名業者」という。）を指名するときは、あらかじめ第7の表に定めるところにより、当該契約の予定価格に対応する等級に格付されている者を指名するものとする。

2 前項の規定により指名業者を指名しようとするときは、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案しなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他信用状態
- (2) 請負成績及び販売成績
- (3) 手持請負の状況
- (4) 指名及び受注の状況
- (5) 技術的適合性
- (6) 地理的条件
- (7) 安全管理の状況等

(対応等級以外の等級の者の指名)

第9 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8第1項の規定にかかわらず、対応等級の直近下位の等級に格付されている者を指名することができる。

- (1) 有資格者名簿に登載された者に対応等級に格付されている者がいないとき。
- (2) 指名する者が少数となることにより当該指名競争入札の適正な執行が行われないおそれがあると認められるとき。
- (3) 当該直近下位の等級に格付されている者を参加させて競争性を高めることにより市に有利となり、かつ、契約が不履行となるおそれがないと認められるとき。

2 市長は、特別な事情があるときは、第8第1項又は前項の規定にかかわらず、別に指名することができる。

(指名の制限)

第10 市長は、有資格者名簿に登載されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、指名業者に指名することができない。

- (1) 指名停止を受けているとき。
- (2) 契約の性質又は目的により、その履行について官公庁等の許可又は認可を必要とする場合において、当該許可又は認可を受けていないとき。
- (3) 契約の性質上特殊な技術又は生産設備を有することが必要である場合において、当該技術又は生産設備を保有又は確保できないとき。
- (4) 当該指名競争入札について、これと同種類の契約を市と締結しており、その履行が完了していないため、当該競争入札に付する契約が不履行をなすおそれがあるとき。
- (5) 輸入品の買入れ契約において、当該物品に関し取引ができないとき。
- (6) 契約の履行期限等により、その履行に必要な原材料、労務等を速やかに調達することができないと認められるとき。

(指名業者の選定数)

第11 指名業者の選定数は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格が 500万円未満にあつては、5人以上
- (2) 予定価格が 500万円以上にあつては、8人以上

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定によらないことができる。

- (1) 当該業種について、等級区分の業者が少ないとき。
- (2) その他特別な事情があるとき。

(随意契約の相手方の選定)

第12 随意契約の相手方の選定については、第8から第10までの規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、随意契約の方法により次の各号に掲げる契約を締結する場合は、有資格者名簿によらないで契約の相手方を選定することができる。

- (1) 官報、法令集、新聞その他の定期刊行物の買入れ契約
- (2) 官公庁若しくはこれらが設置する試験場、職業訓練所、授産所若しくは学校、公社、公団又は民法（明治29年法律第89号）第34条に規定する公益法人に対する契約
- (3) 電気、ガス（プロパンガス及び高圧ガスを除く。）若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約
- (4) 特定物の買入れ契約
- (5) 1個人又は1法人において専有する専有物品の買入れ契約
- (6) 特許、実用新案等に係る物品で、これらの技術によらなければ製造することができないもので、他に販売権を有する業者のないときの買入れ又は製造の請負契約
- (7) 非常災害時における救助物品又は施設等の保守若しくは保安のため急施を要する物品の売買契約

- (8) ラジオ、テレビ等の放送又は放映契約
- (9) 学術又は技芸の保護、奨励、調査又は研究のための契約
- (10) 地方公共団体の行為を秘密にする必要のあるものの契約
- (11) 学校又は保育園が使用する物品の買入れ契約で、1件 5,000円未満のもの
- (12) 外国商社と締結する契約
- (13) その他前各号に準ずる契約
(審査委員会)

第13 物品等供給契約に係る指名入札の適正な執行を期するため、長野市物品等供給業者審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第14 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 指名業者の選定方針に関すること。
- (2) 資格及び等級格付の審査に関すること。
- (3) 1件 200万円以上の物品供給契約に係る指名業者の選定に関すること。
- (4) 1件 200万円以上の製造の請負契約（印刷を含む。）に係る指名業者の選定に関すること。
- (5) 1件 500万円以上の業務委託契約に係る指名業者の選定に関すること。
- (6) 有資格者の指名停止に関すること。
- (7) その他市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第15 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は財政部長とし、委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

総務部総務課長 財政部財政課長及び契約課長 会計局会計課長 上下水道局総務課長 教育委員会事務局総務課長 消防局総務課長

(委員長の職務等)

第16 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第17 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係課長を会議に出席させることができる。

4 委員長が急施を要すると認めるときその他特別な理由があるときは、前3項の規定にかかわらず、半数以上の委員の回議により審議することができる。

(委員会の庶務)

第18 委員会の庶務は、財政部契約課が行う。

(秘密の保持)

第19 入札参加資格の審査及び指名業者の選定に関する内容については、非公開とする。

2 前項の審査及び選定に関与する職員は、その知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(文書の書式)

第20 この要綱に定める文書の様式については、市長が別に定める。

(補則)

第21 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (昭和63年11月24日告示第 118号)

この要綱は、昭和63年11月25日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日告示第66号)

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日告示第57号)

この要綱は、昭和7年3月20日から施行する。

附 則 (平成8年12月2日告示第 275号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成9年3月3日告示第44号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成16年3月17日告示第 169号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月12日告示第14号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第14の改正規定は、平成18年4年1日から施行し、同日以後の指名業者の選定について適用する。

附 則 (平成18年3月27日告示第 132号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の一部を改正する要綱の一部改正)

2 長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の一部を改正する要綱(平成18年長野市告示第14号)の一部を次のように改正する。

附則中「第16」を「第14」に改める。

附 則 (平成18年12月28日告示第 702号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定は、平成19年度以後の競争入札参加資格に係るものについて適用し、平成18年度までの競争入札参加資格に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月26日告示第 105号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年 5月27日告示第 355号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定は、平成22年度分以後の競争入札参加者に係る申請、審査、等級格付その他の手続について適用する。

附 則（平成25年 5月24日告示第 479号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年11月28日告示第 705号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年 1月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に入札の公告又は指名の通知（随意契約における見積りの依頼を含む。）を行う契約から適用する。

附 則（令和 4年 4月14日告示第 319号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和 6年10月23日告示第 641号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の長野市物品等供給契約の競争入札参加者の資格、審査等に関する要綱の規定は、令和 7年度以後の年度分の競争入札参加資格に係る申請手続等について適用し、令和 6年度分までの競争入札参加資格に係る申請手続等については、なお従前の例による。

別表第1（第4関係）

| 等級 | 総合審査数値 |
|----|------------|
| A | 80点以上 |
| B | 50点以上80点未満 |
| C | 50点未満 |

別表第2（第4関係）

1 製造の請負

年間製造実績

| 区分 | 数値 |
|----------------|----|
| 5億円以上 | 50 |
| 3億円以上5億円未満 | 45 |
| 1億円以上3億円未満 | 40 |
| 5,000万円以上1億円未満 | 35 |
| 5,000万円未満 | 30 |

自己資本額

| 区分 | 数値 |
|--------------------|----|
| 5,000万円以上 | 10 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 8 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 6 |
| 300万円以上1,000万円未満 | 4 |
| 300万円未満 | 2 |

営業年数

| 区分 | 数値 |
|------------|----|
| 30年以上 | 5 |
| 20年以上30年未満 | 4 |
| 10年以上20年未満 | 3 |
| 5年以上10年未満 | 2 |
| 5年未満 | 1 |

従業員数

| 区分 | 数値 |
|------------|----|
| 50人以上 | 5 |
| 30人以上50人未満 | 4 |
| 20人以上30人未満 | 3 |
| 10人以上20人未満 | 2 |
| 10人未満 | 1 |

流動比率

| 区分 | 数値 |
|-------------|----|
| 100%以上 | 15 |
| 80%以上100%未満 | 12 |
| 60%以上80%未満 | 9 |
| 50%以上60%未満 | 6 |
| 50%未満 | 3 |

機械設備等の額

| 区分 | 数値 |
|--------------------|----|
| 5,000万円以上 | 15 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 12 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 9 |
| 500万円以上1,000万円未満 | 6 |
| 500万円未満 | 3 |

2 物品の購入その他の契約

年間販売実績

| 区 分 | 数値 |
|----------------|----|
| 3億円以上 | 50 |
| 2億円以上3億円未満 | 45 |
| 1億円以上2億円未満 | 40 |
| 5,000万円以上1億円未満 | 35 |
| 5,000万円未満 | 30 |

自己資本額

| 区 分 | 数値 |
|--------------------|----|
| 5,000万円以上 | 15 |
| 3,000万円以上5,000万円未満 | 12 |
| 1,000万円以上3,000万円未満 | 9 |
| 300万円以上1,000万円未満 | 6 |
| 300万円未満 | 3 |

営業年数

| 区 分 | 数値 |
|------------|----|
| 20年以上 | 10 |
| 10年以上20年未満 | 8 |
| 5年以上10年未満 | 6 |
| 2年以上5年未満 | 4 |
| 2年未満 | 2 |

従業員数

| 区 分 | 数値 |
|------------|----|
| 50人以上 | 10 |
| 30人以上50人未満 | 8 |
| 10人以上30人未満 | 6 |
| 5人以上10人未満 | 4 |
| 5人未満 | 2 |

流動比率

| 区 分 | 数値 |
|-------------|----|
| 100%以上 | 15 |
| 80%以上100%未満 | 12 |
| 60%以上80%未満 | 9 |
| 50%以上60%未満 | 6 |
| 50%未満 | 3 |